

1. 件名:「日立造船(株)特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【15】」

2. 日時:令和4年12月22日 10時00分~12時00分

3. 場所:原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官

(システム安全研究部門)

福田技術研究調査官

日立造船株式会社:

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室

室長 他10名*

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの設計の型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料のうち、資料1-1、資料1-2、資料1-5、資料1-6に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

【資料1-1】【資料1-2】【資料1-5】

- 指摘事項 No. 11 の伝熱機能への影響については、物理的性質について定量的に分かりやすく説明すること。また、熱ばく露に伴う過時効の影響について、試験結果から初期材と過時効熱処理材の物性値に有意な差がないことを定量的に示しながら説明すること。
- 指摘事項 No. 12 の機械試験用供試材を用いた経緯については、Mg 固溶量の低下のみであり、その他条件については非保守的にならないことを説明すること。また参考とした文献についても記載すること。
- クリープ試験結果についての審査会合コメント及び回答も追加すること。

【資料1-6】

- 貯蔵建屋内における周囲環境の最低温度の自主的な変更についても、補正に係ることから資料1-1の会合資料に追加すること。

(3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料:

資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請(審査会合コ

メント回答)

- 資料 1 - 2 補足説明資料 1-1 バスケット用アルミニウム合金 (HZ-A3004-H112)
- 資料 1 - 3 特定兼用キャスク型式証明 (Hitz-P24 型) ヒアリングコメント管理票
- 資料 1 - 4 補足説明資料 16-1 16 条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 資料 1 - 5 補足説明資料 16-4 16 条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 除熱機能に関する説明資料
- 資料 1 - 6 補足説明資料 16-5 16 条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 閉じ込め機能に関する説明資料
- 資料 1 - 7 補足説明資料 16-6 16 条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 材料・構造健全性 (長期健全性) に関する説明資料

以上